

那須塩原市上下水道料金及び公営企業会計システム更新に係る公募型プロ
ポーザル 実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市上下水道料金及び公営企業会計システム更新業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和13年3月31日まで。

履行期間の詳細は、別紙仕様書に記載のとおり。

(4) 提案上限額

99,240,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市上下水道部管理課 担当：黄木

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

電話：0287-37-5145、FAX：0287-36-2298

E-mail：kanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募条件

(1) 応募要件

ア．システムベンダー及びリースサービス提供者の共同提案とする。なお、システムベンダーがリースサービス提供者を兼ねることを妨げない。

イ．応募者の全ての構成員は、日本国内の事業者に限る。

ウ．アのグループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ．地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ．那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

エ．会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

オ．役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア．事業公募開始	令和７年８月５日（火）
イ．参加申請書提出期限	令和７年８月２２日（金）正午まで
ウ．質疑書提出期限	令和７年８月２２日（金）正午まで
エ．質疑回答	令和７年８月２７日（水）（予定）
オ．企画提案書提出期限	令和７年９月８日（月）正午まで
カ．プレゼンテーション	令和７年９月１８日（木）（予定）
キ．審査結果通知・公表	令和７年１０月１日（水）（予定）

(2) 参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア．提出期限 令和７年８月２２日（金）正午まで（必着）

イ．提出書類 ① 参加申請書（様式第１号） 代表者印を押印したもの１部
② 参加資格要件確認書（様式第２号） １部

※ 全ての構成員が提出

※ システムベンダー又はリース事業者の別を明示

ウ．提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ．提出先 １(5)に同じ。

オ. 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

ア. 提出期限 令和7年8月22日（金）正午まで（必着）

イ. 提出先 1(5)に同じ。

ウ. 提出方法 電子メール

質疑書を添付し送信すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：料金会計システム更新：＋送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和7年8月22日に質疑書を送信する場合

料金会計システム更新：20250822株式会社△△△△

エ. 質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者に、回答書を添付した電子メールを送信する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

オ. 質疑回答予定日 令和7年8月27日（水）

(4) 企画提案書等の提出

ア. 提出期限 令和7年9月8日（月）正午まで（必着）

イ. 提出書類

① 履行実績等（様式第5号）

履行実績等の添付書類については、可能な限りA4サイズとすること。

ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式第6号）

③ 企画提案書（様式第7号）

企画提案書については、すべて片面印刷、A4用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

また、企画提案書の末尾に機能要求書に対する回答書を添付すること。

④ 価格提案書（様式第 8 号）

⑤ 記載内容確認書（様式第 9 号）

ウ 提出部数 正本 1 部

提出書類の電子データ（メール提出可、押印省略可）

エ 提出方法 正本は、持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前
に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に
必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1 (5)に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア．評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価
点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者
が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選
定する。

イ．提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ．参加申請者が 3 者以内のときは当該 3 者により、また、参加申請者が 4 者
以上では事前の能力評価による 1 次選考結果が上位 3 位までの者により、提
案の説明を求め評価する 2 次選考を行う。

エ．2 次選考での能力評価及び提案評価の採点結果は、70 点を基準点とす
る。当該評価点の合計が基準点に満たなかった提案者は、選定の対象としな
い。

オ．1 次選考の結果は、令和 7 年 9 月 12 日（金）までに電子メールにより通
知する。

(3) 提案評価（プレゼンテーション）

ア．開催日 令和 7 年 9 月 18 日（木）を予定

提案者毎の集合時間・場所等については、別途通知する。

イ．時間 提案者毎の時間は、40 分（プレゼンテーション 25 分、質疑応答
15 分）以内とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ．参加人数 参加人数は、３人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

エ．注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、６部用意すること。
- ④ プレゼンテーションに当たり、市が用意する６５インチディスプレイを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

(4) 結果通知

評価結果は、令和７年１０月１日（水）までに書面により通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が２に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。

- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (8) 本プロポーザルは、令和 7 年 9 月議会に上下水道部が提案している補正予算案が可決されることを前提に実施するものである。当該予算案が否決された場合には、本プロポーザルは中止し、参加申込者が準備等に要した費用は支払わない。